

社会貢献に取り組む
中小企業のみなさまを応援します!

社会貢献応援型
特定社債保証

「貢献」

社会貢献応援型特定社債保証「貢献」は、社会貢献に取り組む中小企業者が発行する社債(私募債)について、保証料率を引き下げし、事業資金調達を支援するとともに、中小企業の皆様の成長・発展、社会貢献への取組みを後押しする特定社債保証制度です。

保証限度額

4億5千万円

代表者保証
不要

法人代表者を含め、
連帯保証人は必要
ありません。

保証料割引

一般の基準料率より
保証料率を

0.1%
引き下げ

保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
適用料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

※申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(-0.10%)を適用します。

※担保提供がある場合は、有担保割引(-0.10%)を適用します。



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

●本店営業部 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル11階
●米沢支店 米沢市駅前三丁目1-91
●長井支店 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階

TEL.023-647-2240
TEL.0238-23-7630
TEL.0238-84-1674

●新庄支店 新庄市末広町8-21
●酒田支店 酒田市緑町20-60
●鶴岡支店 鶴岡市本町二丁目7-5

TEL.0233-22-3171
TEL.0234-22-7644
TEL.0235-22-6122

ホームページはこちらにアクセス <http://www.ysh.or.jp/>

山形県信用保証協会

検索

社会貢献応援型特定社債保証「貢献」

基準1から3いずれかに該当(①の要件を満たす方で、②または③のいずれか1項目を充足し、かつ、④または⑤のいずれか1項目を充足)し、以下の(ア)又は(イ)の要件に該当する方。

資格要件

項目	基準1	基準2	基準3	計算式
① 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	純資産勘定
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産 / (純資産+負債) × 100
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	純資産 / 資本金
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(営業利益+受取利息・受取配当金) / 総資産 × 100
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	(営業利益+受取利息・受取配当金) / (支払利息+割引料)

(注)各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。

(ア) 金融機関の私募債の内、寄付型(寄贈型)私募債を利用する方

(イ) 金融機関の私募債の内、企業の社会的責任(CSR)、社会貢献等に関する取組みを支援する私募債を利用する方

対象資金

事業資金とする

(注)中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除きます。

保証条件

保証限度額

4億5,000万円以内
※経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証、特定社債との合計で5億円以内
※80%保証のため、保証付き私募債の発行価格は5億6,000万円以内
※1回の発行額は3,000万円以上

保証期間

2年以上7年以内

返済方法

定時償還、満期一括償還

担保

原則として、保証金額2億円(社債発行額は2億5,000万円)を超える場合は必要となります。
この場合、保証協会が担保設定します。

保証人

不要(法人代表者も不要)

貸付利率

発行体所定利率

保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
適用料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

※申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(-0.10%)を適用します。

※担保提供がある場合は、有担保割引(-0.10%)を適用します。

責任共有

部分保証(80%保証)

申込時添付書類

①保証委託申込書(特定社債保証)他特定社債保証用の協会が定める書類
②社会貢献応援型特定社債保証制度「貢献」資格要件申告書

留意事項

①取扱金融機関は、中小企業特定社債保証制度に係る共同保証に関する覚書締結金融機関とします。
②本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とします。
③実行後の各種報告等には、本制度利用の様式を使用します。

本制度に関する詳細は、お近くの協会窓口または、お取扱い金融機関にお問い合わせください。

本店営業部 TEL. 023-647-2240

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル11階

長井支店 TEL. 0238-84-1674

〒993-0011 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階

酒田支店 TEL. 0234-22-7644

〒998-0858 酒田市緑町20-60

米沢支店 TEL. 0238-23-7630

〒992-0027 米沢市駅前3-1-91

新庄支店 TEL. 0233-22-3171

〒996-0031 新庄市末広町8-21

鶴岡支店 TEL. 0235-22-6122

〒997-0034 鶴岡市本町2-7-5